

公立鳥取環境大学情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うことを基本理念としている。その実現のため、教育・研究活動及び大学運營業務等の本学の活動に対し、本学の情報資産の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的として、公立鳥取環境大学情報セキュリティ基本方針を定める。

(情報システム)

第2条 本学情報システムとは、情報処理及び本学情報ネットワークに係わるシステム（情報機器及びソフトウェア等）で、次のものをいう。

- (1) 本学が所有又は管理しているもの
- (2) 本学との契約等により提供されるもの
- (3) 本学情報ネットワークに接続するもの

2 本学情報システムは、本学の教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

3 本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、供用される。

(情報資産)

第3条 本学情報資産は、本学の教育・研究活動及び運営に関係する情報のうち、本学情報システム内部に記録された情報、本学情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び書面に記載された情報をいう。

2 本学情報資産は、運用基本規程により、安全にかつ適切に管理される。

(適用範囲)

第4条 本方針は、本学情報システム及び本学情報資産（以下「本学情報システム等」という。）を運用・管理する者、大学の教職員及び学生、並びに臨時利用者（以下「利用する者」という。）に適用する。

2 本学情報システム、並びに本学情報資産を取り扱うすべての情報機器に適用する。

(利用者の義務)

第5条 本学情報システム等を利用する者は、本方針及び運用基本規程を遵守しなければならない。

(利用者の教育)

第6条 本学情報システム等を利用する者は、本方針及び運用基本規程に沿った利用を行うための教育を受けなければならない。

(情報セキュリティ水準の低下を招く行為等の防止)

第7条 本学情報システム等を利用する者は、運用基本規程に基づき本学内外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為及び本学内外に迷惑をかける行為の防止に関する措置を講じなければならない。

(罰則)

第8条 本方針及び運用基本規程に違反した場合の利用の制限及び罰則は、別に定める。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。